



報道機関 各位

記者発表資料

令和4年7月20日（水）

問い合わせ先：デジタル改革推進部

副参事：佐藤

担当：青谷

電話：829-1048

内線：2207

マイナンバーカード交付申請書（QRコード付き）が送付されます

マイナンバーカードの未取得者に対して、令和4年7月下旬から9月上旬にかけて「マイナンバーカード交付申請書（QRコード付き）」が順次送付されます。

申請書のQRコードをスマートフォン等で読み取ることで、簡単にマイナンバーカードを申請することができます。

マイナポイント（最大2万円分）の対象となるマイナンバーカードの申請期限は9月末です。是非この機会に、マイナンバーカードの申請をお願いします。

また、各区役所において、無料での写真撮影などマイナンバーカードの申請サポートを実施しておりますので、ご利用ください。

※郵送等での申請も可能です。

1 送り主

国と地方公共団体が共同で運営する「地方公共団体情報システム機構（J-LIS）」から送付されます。

2 送付時期

7月26日（火）以降、9月上旬にかけて順次発送されます。

3 送付対象者

カードの未取得者のうち交付申請を行っていない方。

ただし、以下のような方には、交付申請書は送付されません。

- (1) 75歳以上の方で、令和2年度または令和3年度に後期高齢者医療広域連合からマイナンバーカード交付申請書が送付されている方
- (2) 令和4年1月1日以降に出生または国外から転入された方
(出生時または転入時に地方公共団体情報システム機構（J-LIS）から、個人番号通知書等と一緒に交付申請書が送付されています。)
- (3) 在留期間の定めのある外国人住民の方
(地方出入国在留管理局でマイナンバーカードの交付申請などについてお知らせをしています。)
- (4) 配偶者からの暴力（DV）、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者として、住民票の住所と異なる居所情報を登録している方

4 マイナンバーカード申請サポート

市内の区役所等にて、カードの申請に必要な写真撮影（無料）など、カード申請に関するサポートを実施しています。

※詳細は以下のページをご確認ください。

【区役所での申請サポート】

<https://www.city.saitama.jp/006/007/002/020/p087189.html>

【特設交付センター】

<https://www.city.saitama.jp/001/001/008/p088504.html>

関連情報は以下のページをご確認ください。

さいたま市ホームページ

トップページ > 暮らし・手続き > 戸籍・住民票・印鑑登録 > マイナンバーカード・通知カード >

<https://www.city.saitama.jp/001/001/008/index.html>